

東京大学情報システム戦略会議内規

平成 22 年 5 月 27 日

総 長 裁 定

(趣旨)

第 1 条 この内規は、東京大学情報システム戦略会議（以下「本会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(任務)

第 2 条 本会議は、次の各号に掲げる事項に関する情報システム戦略を策定する。

- (1) 教育研究活動を支える情報システムの整備方針及び運営方針
- (2) 法人業務の基盤となる情報システムの整備方針及び運営方針
- (3) 情報管理体制の整備方針
- (4) その他学内情報システムの整備方針及び運営方針並びに計画

(組織)

第 3 条 本会議は、議長、副議長及び委員若干名をもって組織する。

(議長及び副議長)

第 4 条 議長は、最高情報責任者（CIO）をもって充てる。

2 副議長は、最高情報セキュリティ責任者（CISO）をもって充てる。

3 議長に事故があるときは、副議長がその職務を代理する。

(議員)

第 5 条 議員は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 情報基盤センター長
- (2) 情報システム本部長及び副本部長
- (3) 情報システム部長
- (4) その他、議長が必要と認める者

(専門部会)

第 6 条 第 2 条各号に掲げる事項について専門的に審議させるため、本会議の下に、専門部会を設置することができる。

2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第 7 条 本会議に関する庶務は、本部情報戦略課において処理する。

(雑則)

第 8 条 この内規に定めるもののほか、本会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成 22 年 5 月 27 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。